

会 議 録

会議名	丸亀市自治推進委員会(第1回)
開催日時	平成18年11月14日(火) 13:00~15:30
開催場所	丸亀市役所 本館2階第3会議室
出席者	<p>(出席委員)</p> <p style="text-align: center;">緒方 俊則 大山 治彦 菅井 和平 高木 明美 高橋 幸子 都築 誠 岡本 孝則 熊谷 佳美 秋山 朋子 岡 千枝 岩崎 正朔 西野 節子 草薙 勝彦 勿田 鑛造</p> <p>(欠席委員)</p> <p style="text-align: center;">鹿子嶋 仁</p> <p>(説明のために出席した者)</p> <p style="text-align: center;">企画財政部長 藤岡 郁夫 企画課長 藤田 秀光 企画課副主幹 重成 れい子</p>
傍聴者	1名
議事の進行及び発言の要旨	<p>1. 丸亀市自治推進委員会委員委嘱</p> <p>2. 市長のあいさつ 今日、中央分権がいろいろな分野で進められている中、市民主体のまちづくり、行政との協働による新しいまちづくりを目指すこの会はとても重要である。今年3月に自治基本条例が制定され、10月1日から施行している。 この自治基本条例は丸亀市の憲法であり、これに基づきいろいろな事業を進めていくところである。これから委員の皆様には市民参画、協働が円滑に行えるようご協力をお願いする。</p> <p>3. 企画課職員紹介</p> <p>4. 会長・副会長選任 会長 香川大学大学院地域マネジメント研究科教授 緒方俊則 副会長 NPO 法人地域は家族・コミュニケーション代表 高木明美</p> <p>事務局より説明 議事1) 丸亀市自治推進委員会について</p>

	<p>議事 2) 丸亀市協働推進条例 (案) 策定に至る経緯及び策定スケジュールについて</p>
<p>会長</p>	<p>議事 3) 丸亀市協働推進条例(案)について</p> <p>まずは条例の名称を決めないといけない。策定委員会の会議録 (3 回目) で名称についての意見があるので参考にしてもらいたい。また、前文以下条文もワークショップや検討委員会で多くの意見が出たが、この会で皆の意見をさらに加えていきたい。意見や質問はあるか。</p>
<p>都築委員</p>	<p>協働の言葉を具体的に説明してほしい。</p>
<p>大山委員</p>	<p>協働が出てきた背景は、高度経済成長の税収の右肩上がりを前提とした市民サービスは税金でまかなうという仕組みが、今の経済情勢ではやっていけなくなったこと。もう一つに生活が向上し、多様化したことが挙げられる。行政は中立・公正の立場なので市民に同様の平等なサービスしか提供できず、多様化したものには対応できない。</p> <p>行政の責任領域を定め、あとは企業、市民で分担する。そして行政、企業、市民、みなで新しい公共を作らなければならない。これが協働である。</p>
<p>菅井委員</p>	<p>この条例の意図としてコミュニティを柱としているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。コミュニティは住民自治の基本で、今後どのように展開していくのが一番の課題であり、コミュニティは協働の 1 つの柱だと考えている。</p>
<p>西野委員</p>	<p>条文でコミュニティという言葉が多く使われているが、各小学校区のコミュニティのことか。また平成 19 年後から城北コミュニティを皮切りに 20 年度には全コミュニティが指定管理者制度を導入するのは間違いないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>西野委員</p>	<p>第 2 条 (3) にコミュニティを除くというのがある。今のコミュニティは丸亀市からセンター長が派遣されているが、指定管理者制度が導入されれば地域の住民が管理、指導していくことになる。そうなればコミュニティを除いてもよいのではないか。</p>
<p>岩崎委員</p>	<p>川西コミュニティは平成 7 年 3 月に発足し、町づくりは自主的・自発的にするという概念が地域に浸透している。センター長は市の職員だが、実際動かしているのは市民である。町づくりは自分たちがするという意識を持っていれば指定管理者制度になろうが何も問題はない。</p>

事務局	<p>指定管理者制度を導入することによって、地域の自主的な活動がさらに活発になると考えられる。第2条(3)のコミュニティを除くという内容であるが、市民活動には2つの立場がある。(2)では地域を主体とした活動団体(コミュニティ)(3)では地域に関係のない公益活動団体(例えばNPO)と定義した。丸亀らしい特徴をだすために、コミュニティを別個に規定した。</p>
勿田委員	<p>前文下から4行目の私たち、第3条(3)の各々の主語がはっきりしていない。鮮明にすべきだ。また、綾歌では合併によりコミュニティが3つに分かれたが、今までは3つが一緒に町づくりを進めてきた。今でも3つがまとまって協働していかねばならない思いがある。このような状況を条例でどのように位置づけるのか。</p> <p>また、第10条の必要な支援とはどのような事を指すのか。</p>
熊谷委員	<p>綾歌ではコミュニティよりも自治組織がもとにある。3つの小学校地域が集まって1つの活動をしてきた。それが3つに分割され活動がやりにくくなった。丸亀らしさということが言われているが、昨年、市政モニターで丸亀らしさは何かを考えたが旧丸亀、旧綾歌、旧飯山と個々の個性があり、1つにまとめるのは難しい。旧綾歌、旧飯山はほとんどが農業地域で、商工業が盛んで市民活動も活発な旧丸亀と一緒に語ることはできない。コミュニティの意識も綾歌はそこまでっていない。自治会レベルである。</p> <p>3つのコミュニティの連携が取れないなど、合併後の不平、不満は多いのだが、なかなか外に向かって言うことができない。綾歌は農業地域なので老人のパワーがすごいある。しかし若い人は町外に働きに行き、地域活動には無関心である。そのため、コミュニティ活動は常時地域にいる老人に頼るしかない。条例でコミュニティを主体とすると記載されれば、自治会が切り捨てられるのではないか。</p>
事務局	<p>自治会、町内会などで協働事業を進めている地域もある。切り捨てる考えはない。先ほどの説明のとおり丸亀らしい特徴をだすために、コミュニティと市民団体と分けた表現をしている。</p> <p>第10条の支援に関しては、市と対等な立場で協働ができるように資金も含めた支援を考えている。</p> <p>主体については前文にもあるように市民、コミュニティ、市民団体、事業者、市のことである。第3条に関しても同じであるが、表記が必要かどうか検討したい。</p>
大山委員	<p>市民活動は2種類ある。だれでも参加できる市民活動と特定の地域の人だけ(町内会、コミュニティなど)参加できる市民活動で、今回の条例ではこれら</p>

<p>岩崎委員</p>	<p>を区別するためにコミュニティと市民団体ができた。よってこの条例で町内会、自治会が排除されるものではない。</p> <p>市民活動を推進するための条例であるから、市民活動がしやすい条例を作らなければならない。コミュニティに固執することで市民活動がしにくくなるのなら市と意見は違うが、コミュニティを除けてもよいと考える。また市民はパブリックコメントなどで意見を積極的に出していく必要もある。</p> <p>川西コミュニティの活動を幅広くし地域特性を出すために、地域の企業に参加してもらった。今は「防災のまち川西」であるが、今後は「文化・芸術のまち川西」にしたい。コミュニティの主力メンバーは自治会の人であるが、新しく地域に入ってきた人は自治会よりコミュニティ活動に参加する。</p> <p>コミュニティの立場から見るとこの素案はよくできているが、まちづくりには「真のパートナー」が必要で行政にはもっと努力してもらいたい。また、第9条(2)はありがたいのだが、行政からコミュニティに情報がこない。情報の提供を条文に入れてほしい。</p>
<p>岡委員</p>	<p>旧綾歌、飯山の方はコミュニティを受け入れにくいようだが、旧丸亀の自分もまだ自治会が中心である。コミュニティはこれから徐々に浸透していくのではないか。</p>
<p>高木委員</p>	<p>旧丸亀の自分は各自治会が集結したものがコミュニティだと認識し、それらの役割、特色は異なるものだと考えている。しかし、旧綾歌、飯山の方がコミュニティという表現に抵抗があるなら言葉の工夫も必要である。</p>
<p>都築委員</p>	<p>市民活動は非常に多様化してきた。旧丸亀ではコミュニティを中心として活動がなされてきたが、今はコミュニティの枠からもはみだした新しい活動の単位ができつつあると認識している。そのためこの条文はすんなり受け取れた。</p>
<p>秋山委員</p>	<p>各団体はそれぞれ一生懸命活動しているが、横のつながりと行政とのパイプ役に欠けている。個々にはすばらしいリーダーはいるが、市内全域には浸透していない。</p> <p>今までは福祉団体等との付き合いだけであったが、これからは広く目を見据えて協働に向けがんばりたい。そして何より色々な団体が連携することが大切である。</p>
<p>勿田委員</p>	<p>綾歌では3つに別れても1つ1つのコミュニティは一生懸命活動している。しかし、40年間1つの町として進めてきたことがある。例えば施設作りなど。このように3つがまとまってしなければならない自治活動があり、行政はそのような相手をきちんと位置づけるべきである。合併との関係でいうと地域協議</p>

	<p>会のようなものを作らなければならない。</p>
草薙委員	<p>今年度にできた飯山コミュニティは日が浅いため、情報交換や啓発活動が遅れている。進んでいる旧丸亀から交流しにきてほしい。行政にそのような考えはあるか。</p>
事務局	<p>活動状況がそれぞれ異なるため、コミュニティや自治連合の会長会などで意見交換の場を持っている。交流がさらに深まるよう担当課に伝えておく。</p>
岡本委員	<p>第7条に関して事業者の活動に関する情報があれば教えてほしい。例えば、事業者の働きかけやどういう形で参加したらよいのかなど。</p>
岩崎委員	<p>川西コミュニティには8つの部会があり、企業の方にそれぞれの部会に入ってもらうように依頼している。</p>
高橋委員	<p>草薙委員の発言に補足したい。飯山では南北に2つのコミュニティがあるが主だった事業は共同で行っている。また民生委員協議会は1つしかないので民生委員が主体とする事業はすべて共同でしている。</p>
西野委員	<p>城南コミュニティでは施設などからの依頼に対して、柔軟に対応している。</p>
会長	<p>今回はコミュニティをめぐる意見が多かった。今の意見を受けて事務局には素案を修正するところがあれば願います。また委員には次回、名称に関する意見をお願いしたい。</p> <p>議事4) 次回委員会の日程について 日時：平成18年12月15日(金) 午後12:30～ 場所：丸亀市役所 本館2階第3会議室</p>